令和７年２月農業委員会
定例委員会議事録

１．開始時間　令和７年２月２０日（木）

開会　　午前　　９ 時３０分

閉会　　午前　　９ 時４９分

２．開催場所　鳥栖市役所３階第３委員会室

３．出席者の状況

番号	委　員　氏　名	出欠
1	天　本　純　子	出
2	黒　田　和　彦	出
3	酒　井　恵　美	出
4	佐　藤　幸　信	出
5	篠　原　浩　二	出
6	田　代　英　毅	出
7	豊　増　義　治	出
8	永　渕　久　雄	出
9	久　冨　正ノ介	出
10	松　隈　清　志	出
11	松　雪　昭　俊	出

４．議事日程

第１　議事録署名委員の氏名

２番　黒田　和彦　委員　　３番　酒井　恵美　委員

第２　会議書記の氏名

農業委員会事務局　王丸　貴将

第３　付議案件

議案第１号	農地法第３条の規定による許可申請について	１件
議案第２号	農地法第５条の規定による許可申請について	２件
議案第３号	農用地利用集積計画について	２２件
議案第４号	地域計画案の意見聴取について	
報告第１号	農地法第４条の規定による届出について	１件
報告第２号	農地法第５条の規定による届出について	６件
報告第３号	農地法第１８条の規定による通知について	４件

５．農業委員会事務局職員

庄山　裕一　　武田　隆洋　　王丸　貴将

６．その他出席

傍聴者　　０名

議長

それでは、ただいまより令和７年２月鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はございません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第２項の規定により、議席番号２番〇〇〇〇委員と議席番号３番〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第１号を議題といたします。

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について１件、５筆でございます。

議案第１号、番号１の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第１号、農地法第３条の規定による農地等の所有権移転について１件、５筆の申請がございました。

それでは、１ページをお願いいたします。

議案第１号、番号１につきましては、経営縮小を考えていた譲渡人から、経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、農地法第３条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第１号、番号１の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第１号、番号１の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第２号を議題といたします。

議案第２号、農地法第５条の規定による転用許可申請について２件、５筆でございます。

議案第２号、番号１の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第２号、農地法第５条の規定による農地転用許可について、使用貸借権設定に係るものについて１件、１筆、賃貸借権設定に係るものについて１件、４筆の申請がございました。

それでは、２ページをお願いいたします。

議案第２号、番号１の申請の詳細につきましては、別冊資料１の農地転用許可申請審査調書の１ページから３ページを御参照願います。

それでは、別冊資料１の１ページをお願いいたします。

この案件につきましては、申請者が育児支援や将来の両親の介護等を考慮し、本家に近い場所に分家住宅を建てるために転用申請をされたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水排水は西側側溝に放流される計画となっております。また、資金計画につきましては、残高証明書及び住宅ローン審査結果書が添付をされております。

２ページに位置図、それから３ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどよろしくお願いいたします。

農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第２種農地と判断をしております。

許可の基準といたしまして、第２種農地は第３種農地に立地困難な場合許可できることから、農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第２号、番号１の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

○○委員どうぞ。

4番委員

４番の○○です。担当委員として一言申し上げます。

２月14日に、会長と私と○○委員、○○推進委員、事務局で現地を確認しました。

今回の申請地は、○○町の○○○に所在する農地です。

申請者は、育児支援や将来の両親の介護等を考慮し、本家に近い場所に分家住宅を建てる

ために転用申請されたものです。

現地確認の際に排水についての説明も受けましたが、今回の農地転用について、特に問題等は無いと思われます。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

ただいま、〇〇委員から御意見をいただきましたが、他にはございませんか。

よろしいですか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第２号、番号１の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、番号２の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、３ページをお願いいたします。

議案第２号、番号２の申請の詳細につきましては、別冊資料１の農地転用許可申請審査調書の４ページから６ページを御参照願います。

それでは、別冊資料１の４ページをお願いします。

この案件は、申請者の関連施設である砕石場の敷地から、隣接する〇〇川に砂が流出していることから、その対策として、河川隣接の申請地をしゅんせつ用地及び砂置場とするために一時転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水排水は、自然流下される計画となっております。

また、資金計画につきましては、通帳の写しが添付をされております。

一時転用期間は令和７年３月１日から令和10年２月29日までとなっており、現況復旧確約書が添付をされております。

５ページに位置図、６ページに土地利用計画図を掲載しておりますので御参照のほどよろしくお願いいたします。

申請地は、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域とされた区域内にある農地に該当することから農用地区域内農地、いわゆる青地でございます。

許可の基準といたしまして、立地基準では農用地区域内の農地であるため、原則不許可となっていますが、例外許可として一時転用であり、現況復旧確約書により原状回復が確実と認められるため、農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第２号、番号２の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

地元委員さんは、何かございませんか。

〇〇委員どうぞ。

4番委員

特にございません。

議長

無いですか。

皆さんのほうから他に、何かございますか。

はい、〇〇委員どうぞ。

6番委員

６番〇〇です。質問なんですけれども、５ページの位置図に、申請地の左上に、ちょっと字がつぶれて読めないですけど、砕石場って書いてあるんですかね。

ここから砂が川のほうに流れていて、その砂を今回の申請地のところに、掻き出すというか、出して川の流れを戻すとか、そういうお話ということで理解してよろしいんでしょうか。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

はい、おっしゃるとおりで、説明でありました関連施設のほうが〇〇〇〇〇のほうの砕石場となっておるところです。

そちらのほうから河川のほうに砂が流出しておりまして、ちょっと河川が濁ってるというようなことで、下流域のほうから指摘があってるというような説明を受けているところでございます。

以上になります。

議長

よろしいですか。

他にございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第２号、番号２の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第３号を議題といたします。

農用地利用集積計画について22件、49筆でございます。

議案第３号、番号１から番号22につきましては、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、４ページから10ページをお願いいたします。

議案第３号､農用地利用集積計画につきましては､農業経営基盤強化促進事業により22件、49筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法附則第５条の規定に基づき、決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、10ページの農用地利用集積計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

１の利用権設定の中の(1)地目別設定面積につきまして、地目「田」「畑」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が６万6,270.98平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稲」「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が39件、５万547.98平方メートル、使用貸借権が10件、１万5,723平方メートルとなっており、総合計が49件、６万6,270.98平方メートルとなっております。

次に、３の申請者の状況につきましては、貸人22名、借人が18名、申請枚数は22枚となっております。

以上の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第３号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ありませんか、何か。よろしいですね。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第３号、番号１から番号22の案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第４号を議題といたします。

議案第４号、地域計画の意見聴取についてでございます。

別紙となっている議案第４号及び別冊資料２の地図を御確認ください。

この案件は先日まで、各地区で開催された地域計画策定に向けた協議の場の結果を踏まえたものとなっております。

地域計画につきましては、公告にあたり、農業経営基盤強化促進法第19条第６項の規定に基づき、市長から農業委員会への意見聴取が求められております。

地域計画について、何か御意見のある方はいらっしゃいますか。

何かございますかね。

（発言する者なし）

よろしいですか。

それでは、この案件について、御異議なしでよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

それでは、そのように決します。

次に、報告第１号から報告第３号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは11ページをお願いいたします。

報告第１号、農地法第４条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして１件、１筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、12ページをお願いいたします。

報告第２号、農地法第５条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして６件、８筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、13ページから14ページをお願いいたします。

報告第３号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして４件、15筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡し６か月以内の合意解約であり解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第１号から報告第３号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、事務局から報告をいたしましたので、各委員のお目通しをお願いいたします。

その他の事項で委員の皆さんから、何かございませんか。

（発言する者なし）

よろしいでしょうか。

そしたら、事務局のほうから何かございませんか。

（発言する者なし）

それでは、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和７年３月19日水曜日、午前９時30分より３階大会議室１で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第１８条第２項の規定により署名する。

会　　長 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委　　員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委　　員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿